

韓国現金支援制度

(2024年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地会計事務所（KPMG 三最会計法人）に作成委託し、2024 年 2 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG 三最会計法人は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG 三最会計法人に係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課
E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・ソウル事務所
E-mail：KOS@jetro.go.jp

JETRO

目次

I .現金支援(Cash Grant)制度 の定義.....	1
II .対象.....	1
III .現金支援の申請.....	2
IV .法定使用用途.....	3
V .現金支援申請および支払い.....	3
1 .交渉および現金支援申請と評価.....	3
2 .現金支援の決定および契約締結.....	4
3 .現金支援金の支払い.....	5
VI .現金支援を受ける者（申請人）の義務など.....	5
1 .現金支援の用途と管理方法.....	6
2 .現金支援の取り消し・撤回・還収.....	6

韓国の現金支援制度

I. 現金支援(Cash Grant)制度¹の定義

現金支援（Cash Grant）とは、新成長動力産業技術随伴の可否、技術移転の効果、雇用創出規模、国内投資との重複いかん、入居地域の適正性、地域および韓国経済に及ぼす影響などを斟酌し、工場施設の新築などの法定用途に必要な資金を当該外国人との交渉および外国人投資委員会の審議を経て、投資資金のうち一定額を現金にて支援する制度のことをいう（外国人投資促進法第14条の2）。

II. 対象

次の各号の一に該当する外国人に対して、下記の用途に必要な資金を現金にて支援する（法第14条の2）。

- 国内産業構造の高度化および国際競争力の強化に緊要な新成長動力産業に属する事業として新成長・源泉技術およびこれに直接関連する素材、生産工程などに関する技術のうち企画財政部令で定める技術（“新成長動力産業技術”）を随伴する事業を営むために工場施設（製造業ではない場合には事業場）を新たに設置するか、あるいは増設する場合
- 「産業発展法」第5条による先端技術および先端製品の事業を営むために工場施設（製造業ではない場合には事業場）を新たに設置するか、あるいは増設する場合
- 「素材・部品・装備産業の競争力強化のための特別措置法」第2条第1号および第2号による素材・部品および装備として大統領令で定める素材・部品および装備²を生産するために工場施設を新たに設置するか増設する場合

¹ <http://www.investkorea.org/> から投資インセンティブ現金支援の一部を抜粋

² 以下の素材・部品をいう。

1. 最終生産物の高付加価値化に貢献度が大きいもの
2. 先端技術または核心高度技術を随伴する素材・部品で、技術波及効果または付加価値創出効果が大きいもの
3. 産業の基盤になるか、または産業間に波及効果が大きいもの
4. 需給が円滑ではない場合、主力産業などの生産に支障をもたらすもの

- ▶ 大統領令で定める常時勤労者数を超過する規模の新規雇用を創出する場合として工場施設（製造業ではない場合には事業場）を新たに設置するか、あるいは増設する場合
- ▶ 国内産業構造の高度化と国際競争力の強化に緊要な新成長動力産業に属する事業、「産業発展法」第5条による先端技術および先端製品の事業または「素材・部品・装備産業の競争力強化のための特別措置法」第2条第1号による素材・部品の事業に関連する分野で修士以上の学位を有するか事業に関連する分野の学士学位の所持者として3年以上、研究経歴を有する研究専担人員の常時雇用規模が5人以上で、次のいずれか一つに該当する要件を備えている場合
 - 事業のための研究開発活動のために研究施設を新たに設置するか、あるいは増設する場合
 - 外国人が同法により科学技術分野の大韓民国法人または企業として研究人材・施設などに関して大統領令で定める基準に該当する非営利法人と継続的な協力関係を構築する目的でその法人に拠出を受けた非営利法人が研究施設を新たに設置するか、あるいは増設する場合
- ▶ その他、投資金額に比べて国内経済に大幅な影響を及ぼす投資³として、外国投資家の要件などに関して大統領令で定める基準により外国人投資委員会が支援する必要があると認められる場合

Ⅲ. 現金支援の申請

- ▶ 申請書類：現金支援を受けようとする外国投資家は、現金支援申請書と投資計画書などの添付書類およびPMの現金支援に関連する意見書を産業通商資源部に提出
- ▶ 支援可否審査：現金支援可否を評価するために交渉関係者である産業通商資源部・地方自治体・Invest KOREAのPMと分野別の専門家などで構成された評価委員会を開催し、技術水準・技術移転効果（技術性）、国内投資との重複いかん（産業性）、投資の生存可能性（財務性）を評価
- ▶ 支援限度評価：現金支援限度は、交渉関係者および2人以上の民間の専門家で構成

³ 以下の投資をいう。

- 1.3 カ国以上の地域に事業体を所有している外国企業で2カ国以上の地域を管轄する地域本部を国内に設立する場合
2. 地域戦略産業、または地域先導産業として地域経済の発展に寄与することが認められる場合

された限度算定委員会を開催して、韓国以外の投資可能性、雇用創出効果および雇用の質、立地の適正性、地域および国家経済に及ぼす効果を考慮して限度を算定し、結果報告書を産業通商資源部に提出する。同委員会で決定された限度内で交渉担当者が外国投資家と交渉を行う。

IV. 法定使用用途

外国人投資企業は支援を受けた現金支援金を以下の用途にのみ使用しなければならない。

- 工場施設または研究施設の設置のための土地、あるいは建物の購入代金または賃貸料
- 工場施設または研究施設の建築費
- 工場施設または研究施設の新築に必要な電気・通信などの基盤施設の設置費
- 工場施設または研究施設で事業用または研究用に使用する資本財および研究資材の購入代金
- 雇用補助金および教育訓練補助金

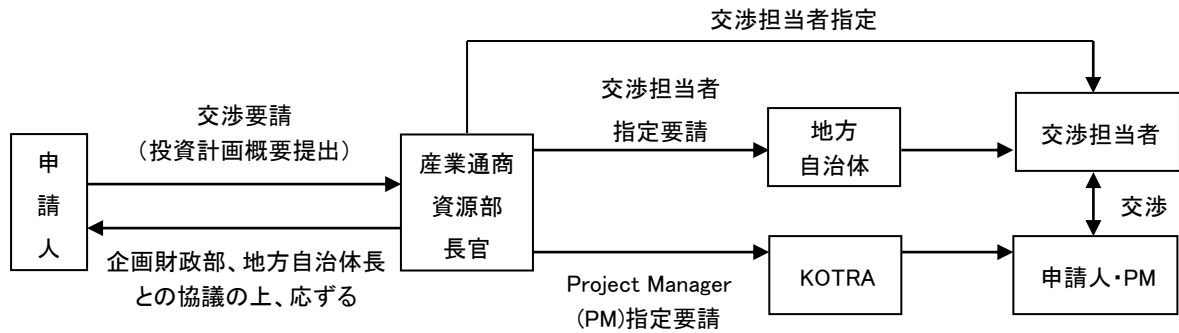
V. 現金支援申請および支払い

1. 交渉および現金支援申請と評価

現金支援は産業通商資源部が企画財政部長官および関連地方自治体と協議したのちに外国人投資委員会の審議・議決を経て決定され、現金支援契約を締結した上で支払われる。ただし、立地支援を除いた現金支援金額が10億ウォン未満である場合、外国人投資実務委員会の審議・議決を経て決定することができる。

申請人は産業通商資源部長官に申請書および投資計画書を提出し、関連公務員および民間専門家で構成される評価チームが、申請書および投資計画書を次の基準に照らし合わせて評価して支援の可否や金額を産業通商資源部長官に通知する。

申請書の提出前にも産業通商資源部長官に交渉を要請することができ、この場合、投資者は事前交渉を通じて支援の可能性や金額などについて把握することができる。



※Project Managerとは、KOTRAの長が外国人投資企業の投資業務を効率的に支援するために、外国投資家または外国人投資企業別に指定したKOTRA所属職員、派遣官および外国人投資に関連する中央行政機関、地方自治体、公共機関の所属公務員または職員を意味する。

※現金支援評価基準

- 新成長動力産業技術および技術移転効果（技術性）
- 国内投資との重複いかん（産業性）
- 地域および国家経済に及ぼす影響
- 投資の生存可能性など（財務性）
- 雇用創出規模
- 入居地域の適正性

2. 現金支援の決定および契約締結

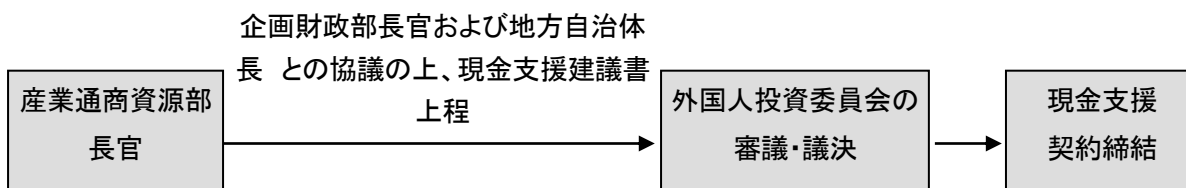
申請人は交付を受けた現金支援金に対して別途の勘定を設定して申請人自体の収入および支出を明白に区分して会計処理しなければならない。

分割支払いの場合、申請人が当該年度の現金支援金の規模と目的、内容などを記載した申請書を提出すれば投資支出計画の履行実績または現金支援金の執行実績などを評価した上で支払い、支払金額および支払時期を調整することができる。

現金支援が決定された場合、申請人と産業通商資源部長官および地方自治体長間の現金支援契約を締結することにより現金支援が履行される。現金支援の申請から契約締結までは特別な理由がない限り、現金支援申請書が受け付けられた日から60日以内に決定され、30日以内の範囲で延長することができる。

- 契約期間：支援金を最後に支払った日から10年
- 契約内容：支援金支払方法、賃貸用地の取得・賃貸、支援金の事後管理など

支援金額が10億ウォン未満の場合は、外国人投資委員会の審議・議決をもって決定可能。



3. 現金支援金の支払い

現金支援が決められた日から1年内に支払われるか、または5年内の期間にわたって10回以内の分割で支払われる。

支払項目	支払方法
土地購入費	売買契約締結後、中間金または最終残金で分割支払われる。
土地賃貸料	申請人と賃貸土地の所有者または委託管理人との賃貸借契約により支払われる。
建設費、資本財および 研究資材購入費、 電気・通信施設など 基盤施設の設置費	投資支出契約の履行実績を評価して支払われる。
教育訓練補助金および 雇用補助金	投資期間内の雇用契約の履行実績を評価して支払われる。
その他	その他現金支援の支払方法および返還に関する事項については「補助金管理に関する法律および地方財政法」で定めるところに従って支払われる。

VI. 現金支援を受ける者（申請人）の義務など

現金の支援を受けた外国投資家または外国人投資企業は、直接または間接的に当該外国人投資企業を管理し、現金支援契約上の義務および投資支出計画を誠実に履行しなければならない。建物、施設および装備など、すべての資産（工事中の資産を含む）が満たされるような水準の復旧および交換が行われるように、損害賠償保険の加入またはこれに相応する措置をとらなければならない。現金支援を受ける資産の取得のための契約は、公開入札、公認鑑定評価、二つ以上の見積書の入手など、現金支援金が効率的に使用できる方法で締結しなければならない。

現金の支援を受けた資産を当該事業以外の目的で使用するか、または譲渡・交換・貸し付けるか、あるいは担保に提供するためには、産業通商資源部長官の事前の書面同意を受けなければならない。また、現金支援金は、配当およびロイヤルティーなどで流出してはならず、当該外国人投資企業は事業以外の目的で債務保証を行うことはできない。

申請人の契約期間中は契約の履行を検討できるように十分な情報を提供しなければならない。毎年外部監査を受ける決算報告書を産業通商資源部長官に提出しなければならない。

また、研究開発分野は決算報告書以外に毎年、研究開発活動の現況および成果に関する報告書を提出しなければならない。

1. 現金支援の用途と管理方法

現金支援の管理方法は用途により異なり、次のようにまとめることができる。

1.1. 現金支援の用途が土地購入費および賃貸料である場合

国家および自治体から支援を受けて買入れた用地は、分譲契約後5年内は処分不可である。また、契約後10年内に処分する際には、売却代金のうち国家および自治体の支援比率に該当する金額は還収される。

1.2. 現金支援の用途が土地購入費および賃貸料である場合

当該補助金支払対象勤労者を3年以上雇用しなければならないが、3年内に解雇する時は期間比例によって補助金を追徴する（理工系インターン社員は除く）。

1.3. 現金支援の用途が建築費、施設装備購入費、基盤施設設置費である場合

現金支援契約書に明示されている外国人投資金額より実際の外国人投資金額（米ドル建てを基準とする）が少ない場合、当該過少金額の比率に従って現金支援金額を減額調整する。

2. 現金支援の取り消し・撤回・還収

次の要件①～③に該当する場合は、現金支援が取り消し、撤回、減額、還収などなされる。

要件① 虚偽・不当な方法による申請

要件② 契約上義務の不履行

要件③ 契約期間中、不渡りおよび廃業などで事業の営為が不可能な場合

2.1. 手続き

契約履行を促すか、または釈明の機会を与えた後、外国人投資実務委員会の審議・議決を経て契約取り消し・撤回および支援金額の減額・還収ができる。

現金支援契約が取り消しまたは撤回されるか、あるいは現金支援金額が減額されるか、支払った現金支援金が回収されるかの場合には、申請人に投資期間の延長要請、契約の履行促進または釈明の機会が与えられ、現金支援金の全部または一部を還収しなければならない場合には、現金支援契約による追徴対象利子および付帯費用を現金支援契約に反映しなければならない。

2.2. 還収金額

申請人が返還すべき金額は、下記のうち、最も大きいものとする。

- (i) 投資支出計画の履行前に事業を営むことができなくなった場合には、支払った現金支援金の全額
- (ii) 事業営為期間中に当該事業を営むことができなくなった場合には、支払った現金支援金に事業営為期間の未達率を乗じた金額
- (iii) 投資期間中に約定した投資執行義務を履行できなくなった場合には、現金支援金に投資執行未達率を乗じた金額
- (iv) 投資期間中に約定した最少雇用義務を履行しなかった場合には、雇用しなかった人員1人あたりの契約に約定した違約金を乗じた金額（申請人が現金支援金の返還の代わりに雇用履行期間の延長を要請すれば、2年の範囲内で雇用履行期間の延長が可能）